

議案第101号

松阪市コミュニティセンター条例の制定について

松阪市コミュニティセンター条例を次のように制定する。

令和4年9月7日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市コミュニティセンター条例

(設置)

第1条 地域住民が地域の特性に応じた主体的な地域づくりを実践するための自主的な活動及び交流の場を提供するとともに、地域づくり活動支援、生涯学習の普及振興及び地域住民の福祉増進に寄与するため、松阪市コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、別表第1に定めるとおりとする。

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 住民主体による地域づくり活動に関する事業
- (2) 社会生活及び地域課題に関する学習の場づくりに関する事業
- (3) 地域の情報発信及び地域人材を育成するための交流拠点づくりに関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事業

(休館日)

第4条 センターの休館日は、松阪市の休日を定める条例（平成17年松阪市条例第2号）第1条第1項に定める日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(使用時間)

第5条 センターの使用時間は、午前8時30分から午後9時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、その時間を変更することができる。

(利用の許可)

第6条 センターを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 暴力排除の趣旨に反するとき。
- (4) その他センターの管理運営上支障があるとき。

3 第1項の許可には、センターの管理上必要な条件を付することができる。
(利用の許可の取消し等)

第7条 市長は、前条第1項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは利用の停止を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
- (3) 前条第3項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (4) その他センターの管理上特に支障があると認められるとき。

2 前項の規定により利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用の停止を命じた場合において利用者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わない。
(使用料)

第8条 利用者は、別表第2に規定する使用料を納付しなければならない。
(使用料の減免)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 第15条の規定により指定を受けた指定管理者が施設の設置目的に沿った事業を行うとき 全額免除
- (3) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
- (4) 住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用するとき 全額免除
- (5) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する松阪市にある社会教育関係団体が公益上必要と認められる事業に使用するとき 全額免除
- (6) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めによらない理由により、利用することができなかったとき。
- (2) 利用者から当該利用の取消し又は変更の申出があり、市長が相当の理由があると認めたとき。

(利用者の義務)

第 11 条 利用者は、第 6 条第 1 項の許可を受けた目的以外に利用し、又は許可によって生ずる権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

- 2 利用者は、その利用の目的を終了したとき（第 7 条第 1 項の規定により利用の許可の取消し等を受けたときを含む。）は、速やかにセンターの施設、設備等を原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(特別の設備の許可)

第 12 条 センターの利用に当たって特別の設備をし、又は造作を加えようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(入館の制限)

第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命じることができる。

- (1) 他者に迷惑となる行為をするおそれがあるとき。
- (2) センターの施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他センターの管理上特に支障があるとき。

(損害賠償)

第 14 条 センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第 15 条 市長は、松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 9 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理に関する事業のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第 3 条の規定に関すること。
 - (2) センターの維持管理に関すること。
 - (3) センターの利用の許可に関すること。
 - (4) センターの利用料金に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長の権限に属する業務を除くセンターの管理に関すること。
- 2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合においては、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 市長は、指定管理者に使用料を利用料金として当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(2) 第4条第2項及び第5条第2項中「市長が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、市長の許可を得て」と、第6条第1項及び第2項並びに第7条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第8条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「別表第2に規定する使用料を」とあるのは「別表第2に規定する金額の範囲内において指定管理者が市長の許可を受けて定める利用料金を指定管理者に」と、第9条（見出しを含む。）及び第10条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条、第12条、第13条及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別表第2中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えて、これらの規定を適用する。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 指定管理者の指定及びこれに係る手続その他この条例を施行するため必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の施行日の前日までに、この条例による改正前の松阪市地区市民センター条例及び松阪市公民館条例の規定によりなされた施行日以後の徳和地区市民センター及び松阪市徳和公民館の利用に係る処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（松阪市地区市民センター条例の一部改正）

4 松阪市地区市民センター条例（平成17年松阪市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「徳和地区市民センター」及び「松阪市上川町263番地3」を削る。

（松阪市公民館条例の一部改正）

5 松阪市公民館条例（平成17年松阪市条例第247号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「松阪市徳和公民館」及び「松阪市上川町263番地3」を削る。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
徳和地区コミュニティセンター	松阪市上川町263番地3

別表第2（第8条関係）

区分	使用時間	使用料			
		大会議室	調理室	小会議室	和室

午前	午前 8 時 30 分から 正午まで	2,560 円	1,120 円	1,210 円	1,530 円
午後	午後 1 時から 午後 5 時まで	2,640 円	1,280 円	1,380 円	1,650 円
夜間	午後 6 時から 午後 9 時まで	2,200 円	960 円	1,040 円	1,310 円

備考

- 1 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 午前及び午後、午後及び夜間又は午前、午後及び夜間の時間区分を通じて使用する場合は、それぞれの時間区分における使用料の額の合計額とする。
- 3 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める額の 2 倍の額とする。